

公 告

「独立行政法人農林漁業信用基金が所有する不動産の売却に係る業務委託」
に係る企画競争

平成27年5月29日
独立行政法人農林漁業信用基金

下記の業務についての委託先を公募します。応募される方は、本公告内容を了承のうえ、下記によりご応募ください。

記

1. 業務名

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「基金」という。）が所有する不動産の売却に係る業務委託

2. 業務の概要

(1) 仕様等

仕様書による。

(2) 契約期間（予定）

基金から受託者への業務委託発注の翌日から平成27年12月31日（木）まで

(3) 対象物件

基金が所有する不動産（職員宿舎1件、所在地：東京都世田谷区）

(4) 公告期間

平成27年5月29日（金）から平成27年6月12日（金）まで

3. 応募手続及び応募資格

(1) 応募手続

本件業務の受託を希望する者には、別途交付する応募要領（仕様書を含む。）に基づき、企画提案書の作成及び提出を求める。なお、基金は、提出された企画提案書についての説明を求めることがある。

(2) 応募資格

次の①から⑤の全てに適合する者であること。

① 下記のア、イ及びウに該当しない者であること。

ア 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

ウ 反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人をいう。）又はその関係者と認められる者

② 次の各号の一に該当すると認められる場合は、その事実があった後2年間経過している者であること。また、これらの者を代理人、支配人その他使用人として使用する者についても同様とする。

ア 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しく

は数量に関して不正の行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 経営状態が著しく不健全であると認められる者

キ 提出書類の重要事項又は事実についての虚偽の記載をし、又は記載しなかった者

ク 商法、その他の規定に違反して営業を行った者

③ 国の平成25・26・27年度競争資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」の競争参加資格を有する者であること。

④ 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）に基づく宅地建物取引業者であつて、過去5年以内に同法に基づく監督処分を受けていないこと。

⑤ 首都圏内に活動拠点を有する者であること。

4. 業務委託者の選定方法

応募要領に基づき提出された企画提案書について審査を行い、候補者を1者選定する。

5. 応募要領の交付期間

平成27年5月29日（金）から平成27年6月12日（金）

（土日祝祭日を除く平日10時から17時まで、12時から13時を除く。）

注：交付を希望する者は、「8. 応募・照会等窓口」に連絡のうえ来所すること。

6. 企画提案書等の提出

本件業務の受託を希望する者は、応募要領に従い、以下のとおり全省庁統一資格審査結果通知書（写）、3.(2)④・⑤を証明するもの及び企画提案書を提出すること。

(1) 提出期限 平成27年6月16日（火）17時00分まで

（土日祝祭日を除く平日10時から17時まで、12時から13時を除く。）

(2) 提出場所は「8. 応募・照会等窓口」に同じ

(3) 提出方法は提出場所に持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けないものとする。

7. その他

本公告に記載なき事項は応募要領によるものとし、不明な点等がある場合には「8. 応募・照会等窓口」に締切期限までに質問書（様式の指定なし）により、原則として電子メールで照会すること。

締切期限：平成27年6月16日（火）17時00分まで

8. 応募・照会等窓口

〒101-8506 東京都千代田区内神田1丁目1番12号（コープビル5階）

独立行政法人農林漁業信用基金 総務部総務課（担当：中野、加藤）

TEL：03-3294-4481

FAX：03-3294-3140

メールアドレス：soumu@jaffic.go.jp

9. 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当基金との関係に係る情報を当基金のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただきますことがあり得ますので、ご了解願います。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当基金において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
 - ② 当基金との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当基金の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当基金OB）の人数、職名及び当基金における最終職名
- ② 当基金との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当基金との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当基金OBに係る情報（人数、現在の職名及び当基金における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当基金との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

以上公告する。